



平成 18 年 5 月 15 日

各位

## 株式会社 アプリックス

東京都新宿区西早稲田二丁目 18 番 18 号  
(コード番号：3727 東証マザーズ)  
代表者 代表取締役社長 関野 正明  
問合せ先 最高財務責任者 山科 拓  
電話番号 03-5286-8436 (コーポレートコミュニケーション室)

### 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス規程を制定し、取締役は法令およびコンプライアンス規程を遵守するとともに、企業倫理の浸透を率先して行う。
- (2) 取締役は、使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、業務運営にあたるよう、教育・啓発を行う。
- (3) 当社は相談・通報体制を設け、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることを取締役ならびに使用人等が知った際に、内部監査室、常勤監査役または社外弁護士に通報できる体制を整備する。
- (4) 会社は通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者に対して不利益な扱いをしない。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等作成、保存および管理を行う。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業界リスク、マーケットリスク、戦略意思決定リスク等の戦略リスクについては、取締役会において管理を行う。
- (2) 日常の業務活動が抱える事業リスクについては、事業部門毎に執行役員を中心に、必要な場合には会計監査人、各顧問(会計・税務・法律等)等の助言を得つつ、この管理を行う。
- (3) 事業リスクのうち、重大と認められるもの、および複数の事業部門に関係するものについては、常務以上の執行役員で構成する COM(Chief Officers' Meeting)がリスクの分析を行い、管理の指針を定める。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役のうち複数名を社外取締役とし、取締役会の意思決定の妥当性を高める。
- (2) 執行役員制度により、業務執行を迅速化し、かつ権限と責任を明確化する。
- (3) 取締役会を毎月 1 回開催し、重要事項の審議・決定するほか、取締役ならびに執行役

員の監督を行う。

- (4) 毎月1回、常務以上の執行役員で構成するCOMを開催し、業務執行に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行うと共に、中長期の製品開発戦略ならびに年度予算等について議論し、全社的な目標を設定する。
- (5) 各部門はその戦略ならびに予算等に基づき、目標達成に向けた具体策を立案・実行する。
- (6) 業務の効率化とコストダウンを図るため、弾力的な組織改変、電子化に取り組む。

#### 5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) アジア、アメリカに社内弁護士を配置し、当社の法務室との連携により、企業集団全体としてコンプライアンスを推進する。
- (2) 子会社の代表者を当社の取締役とすることや子会社の使用人を当社の執行役員に起用すること等で、企業集団全体としての重要方針の決定に参加させ、情報の共有化を図る。
- (3) 子会社の経営については、自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人として専従スタッフを配置する。
- (2) 研修等を通じて当該使用人の技能の向上を図るとともに、監査役から要望がある場合、必要に応じて使用人の変更、増員等を行うものとし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

#### 7. 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 補助使用人の退職等の理由により、他の使用人に補助使用人を兼務させる場合は、監査役の補助業務についての指揮命令は監査役が直接行うものとする。
- (2) 監査役の補助業務に関する使用人の報酬等の人事考課および人事異動については、監査役の意見を取り入れ決定する。

#### 8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- (2) 常勤監査役に重要な意思決定の過程および業務の執行状況の把握を容易ならしめるため、代表取締役より毎月報告を行う。
- (3) 常勤監査役は、必要に応じ、稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めることとする。

#### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は当社の会計監査人である監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けると共に、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

以 上